

黒石市で18歳を迎えたあなたへ

～ 一票に込める大きな意見 そうだ、投票に行こう！ ～



若い世代に、未来の日本の在り方を決める政治に参加してほしいとのことから、平成28年に公職選挙法が改正され、満18歳から選挙で投票できるようになりました。

この度、当市で18歳を迎え、新たに選挙人名簿に登録されたあなたの一票について考えるきっかけにしてください。



選挙の種類

◆地方選挙：地方公共団体の代表者を選びます

黒石市長選挙	定数＝1人	任期＝4年（現在の任期：R8.7.17まで）
黒石市議会議員選挙	定数＝16人	任期＝4年（現在の任期：R9.4.30まで）
青森県知事選挙	定数＝1人	任期＝4年（現在の任期：R9.6.28まで）
青森県議会議員選挙	定数＝48人（黒石市選挙区定数＝1人）	任期＝4年（現在の任期：R9.4.29まで）

◆国政選挙：国の代表者を選びます

衆議院議員総選挙	定数＝小選挙区：黒石市は青森県第3区で1人 比例代表：東北ブロックで13人	任期＝4年（現在の任期：R7.10.30まで）
参議院議員通常選挙	定数＝選挙区：青森県全体で2人 比例代表：日本全国で96人	任期＝6年 ※定数の半数を3年ごとに改選 （次回任期満了日：R7.7.28まで）



投票について

◆投票所入場券の発送

投票日が近づき、選挙が行われることになると、投票所入場券のハガキが届きますので、投票の際は**この入場券を持って投票所へ行きましょう。**

※入場券がなくても投票は可能です。

※投票所は入場券に記載されています。

※期日前投票の際は事前に記入して持参してください。




The image shows a sample ballot envelope and an early voting request form. The envelope is addressed to the election management committee. The early voting request form includes fields for name, address, and date, and contains instructions for voters who wish to vote before the election day.

裏面へつづく↓

◆投票時間

投票日の各投票所での投票時間は**午前7時から午後8時**までです。

◆投票の方法

1. 受付係へ  投票所入場券を渡して受付します。
2. 名簿対照係へ  選挙人名簿に名前があるか照合します。
3. 投票用紙交付係へ  投票用紙が交付されます。
4. 記載台で投票用紙に候補者名を記載し、投票箱へ投票します。



期日前投票と不在者投票について

◆期日前投票

投票日に用事等がある、投票に行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。

期日前投票の期間：選挙の公（告）示日の翌日から投票日前日まで毎日

期日前投票所：黒石市産業会館1階（令和5年執行選挙）

期日前投票の時間：**午前8時30分**から**午後8時**まで

◆不在者投票

仕事や旅行で長期不在により期日前投票もできない時は、滞在先の選挙管理委員会
で不在者投票ができます。事前に本人か代理の家族の方等が当市選挙管理委員会
へ申請していただくことで滞在先へ投票用紙を送付しますので、滞在先の選挙管理
委員会で投票してください。ただし、進学や就職等で引っ越しされた方は、原則、
住んでいる寮やアパートが住所地になるため、転出・転入の手続きをしましょう。

◇投票立会人の登録者を募集しています◇

当市選挙管理委員会では、若い世代の方を中心に選挙事務への参加を通じて政治や選挙への関心を高めてもらうため、投票日当日または期日前投票の投票立会人を募集しています。ぜひ応募してください。

- 登録資格・・・選挙人名簿に登録されている18歳以上の方で投票所まで自分で行ける方
- 業務内容・・・投票所において、投票が公正に行われるように立ち会う業務
- 募集・登録期間・・・随時募集し、登録年度を含め5年間登録が継続
- 応募方法・・・当市選挙管理委員会事務局で配付する申込書（市ホームページからダウンロードも可能）に記入のうえ提出
- 従事時間・報酬

期日前投票	午前8時30分～午後8時	9,600円
投票日当日	午前7時～午後8時	10,900円

※登録されても必ず業務があるとは限りませんので、ご了承ください。

黒石市選挙管理委員会 TEL：52-2111（代）
黒石市明るい選挙推進協議会

